

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等

以下に掲載される各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。
(令和6年度予算概算決定時点)

ハード事業

- 1 強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)(優先採択)**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援。
- 2 農業農村整備事業等 (優先採択)**
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を推進。
- 3 農業競争力強化基盤整備事業 (補助率の高上げ)**
農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備や計画策定を支援。
- 4 林業・木材産業循環成長対策 (優先採択)**
川上と連携して木材の安定的・持続可能な供給体制の構築等に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。

ソフト事業

- 1 地域食品産業連携プロジェクト (LFP) 推進事業 (優先採択)**
地域産業の強みを活かした加工食品等の輸出につなげ、地域の食品産業の強化に資する取組を支援。
- 2 米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち
新市場開拓用米の販売拡大の取組 (優先採択)**
農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP) に登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組を推進。
- 3 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 (優先採択)**
①輸出産地育成に向けた地域の体制づくりや国内における輸出促進セミナーの開催など、木材の輸出産地の育成を支援、②中国・韓国・米国・台湾等における木造技術講習会の開催を支援。
- 4 マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち
戦略的輸出拡大サポート事業 (要件緩和)**
輸出拡大が期待される分野・テーマについて、品目又は産地を横断して実施する海外販路の開拓・拡大の取組を支援。
- 5 輸出環境整備推進事業のうち**
 - ① 畜産モノタリング検査支援事業 (優先採択)
 - ② 輸出先国規制対応支援事業 (優先採択)
- 6 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 (優先採択)**
我が国の優良品種の海外への流出等を防止するため、品種登録や侵害対策に係る経費等を支援。
- 7 農業知的財産保護・活用支援事業 (優先支援)**
国内で開発された品種の海外での登録状況を一元的に把握し、海外における市場規模や侵害リスクを調査・情報発信する。
- 8 育成者権管理機関支援事業 (優先支援)**
育成者権者に代わって、海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理の取組を支援。
- 9 地理的表示保護・活用総合推進事業 (優先採択)**
海外での農林水産物・食品等のブランド保護のため、当該産品の名称の商標出願やGI申請・登録費用を支援。模倣品が確認された場合には、侵害対策を支援。
- 10 みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち
農林水産研究の推進 (優先採択)**
 - ① 魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発
 - ② 果樹農業生産力増強総合対策 (優先採択)
果実流通加工対策事業のうち果実輸送技術実証支援事業において支援。
 - ③ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (優先採択)
生産体制の強化、国内外の需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援。
 - ④ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 (優先採択)
花き流通の効率化、品目転換や導入、新たな需要開拓に向けたPR活動等前向きな取組を支援。
- 11 農林水産研究の推進 (優先採択) 続き**
 - ② ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発
- 11 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち
フードテックビジネス実証事業 (優先採択)**
民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。
- 12 持続的生産強化対策事業のうち**
 - ① 果樹農業生産力増強総合対策 (優先採択)
果実流通加工対策事業のうち果実輸送技術実証支援事業において支援。
 - ② 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (優先採択)
生産体制の強化、国内外の需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援。
 - ③ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 (優先採択)
花き流通の効率化、品目転換や導入、新たな需要開拓に向けたPR活動等前向きな取組を支援。
- 13 農家負担金軽減支援対策事業 (対象地区の拡大)**
担い手への農地集積が図られる地区等において、土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行う。
- 14 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (優先採択)**
地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。
- 15 オープンイノベーション研究・実用化推進事業 (優先採択)**
国の重要政策の推進や現場課題の解決に資するイノベーションを創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用的な技術開発研究を支援。
- 16 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち**
 - ① 有機農業産地づくり推進 (優先採択)
有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく、産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組を支援。
 - ② グリーンな栽培体系への転換サポート (優先採択)
産地に適した環境にやさしい栽培技術、省力化に資する先端技術等の検証及び検証に必要なスマート農業機械等の導入並びに環境に配慮して生産された農産物に対する消費者の理解醸成、栽培マニュアルの作成並びに普及に向けた産地戦略の策定及び情報発信の取組を支援。

※ 事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

以下に掲載される各種事業においては、事業を活用するに当たって輸出事業計画の策定等が必要となります。

輸出事業計画の策定等が必要となる関連事業

【令和5年度補正予算】

- ・ グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち
 - ① 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業
 - ② 加工食品クラスター輸出緊急対策事業
 - ③ 青果物輸出産地体制強化加速化事業
- ・ 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業
- ・ 農産物等輸出拡大施設整備事業
- ・ 水産物輸出促進緊急基盤整備事業
- ・ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
- ・ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

【令和6年度予算】

- ・ グローバル産地づくり推進事業のうち農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業
- ・ 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- ・ 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大事業のうち
 - ① 食肉流通再編合理化施設整備事業
 - ② 輸出食肉処理施設機能高度化事業

※事業によって要件や輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

農林水産物・食品輸出基盤強化資金 (日本政策金融公庫法の特例)

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者 (農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等)
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 (民間金融機関との協調融資を想定)
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費 (原材料費、人件費など)
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
(転貸に必要な資金の使途は①・②。)

4 償還期限

25年以内 (うち据置期間3年以内)
(中小企業者は、10年超25年以内)



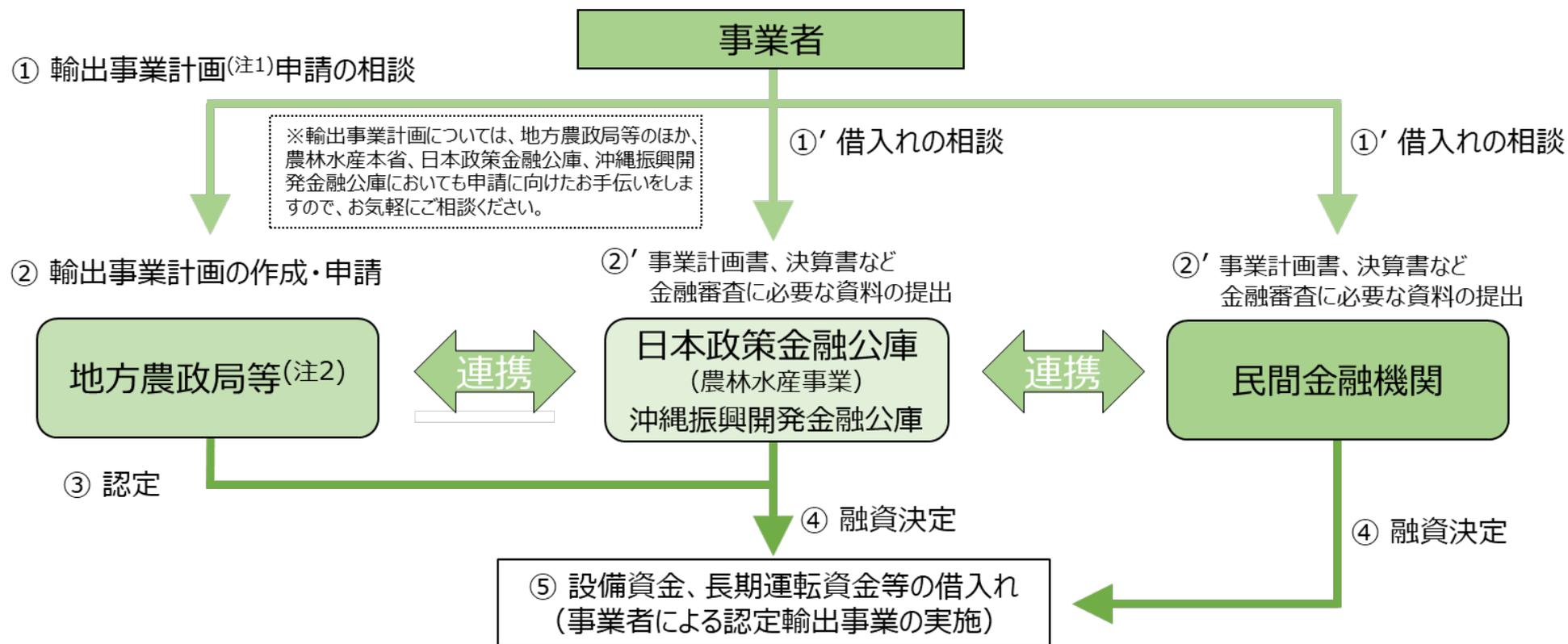
※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の借入手続きについて



- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金を借入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入れの相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

(令和4年10月1日からスタート)

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しします。

< 税制特例の概要 >

1. 特例の概要

令和4年10月1日から令和6年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、

- ① 機械装置は30%
- ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

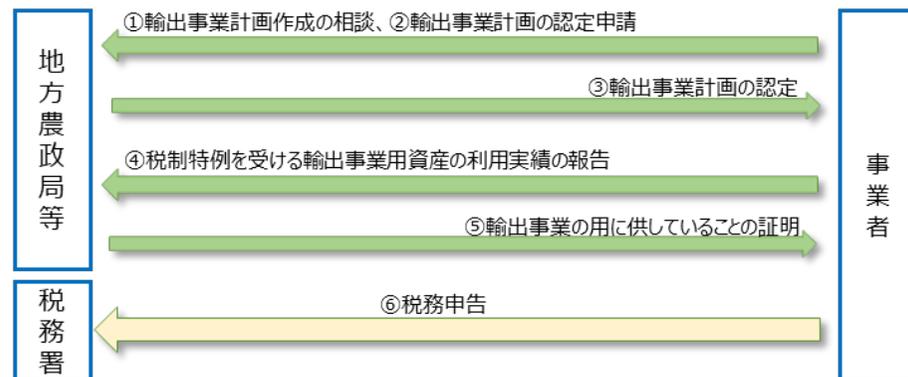
2. 特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

3. 事務手続きの流れ



< 事業イメージ >

対象となり得る施設整備の例

例1 水産加工施設

- ・ 冷凍ホタテ貝柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。
- ・ 計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。



例2 木材加工施設

- ・ 米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。



割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に於いて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額 (2,000万円) × 割増償却率 (30%) = 600万円

※2 割増償却額 (600万円) × 法人税率 (23.2%) ≒ 139万円

